

【以善会レポート】第十八弾

絵師・大庭松風の法橋叙任をめぐって

Ⅱ 御室宮の令旨と藩への説明―大庭家文書Ⅱ

大庭捷三朗・中山正清

滝沢馬琴から「遠州第一の好事家」と呼ばれた掛川宿下俣の庄屋・大庭松風（代助、明和四年（一七六七）〜弘化三年（一八四六））に関する展示が、二〇二五年六月二十四日から七月十三日まで掛川市立中央図書館で行われます。

松風は『掛川市史 中巻』（一九八四年）で「地域文化のすぐれたプロモーター」「書画をよくする文人村役人」（一二一〇頁）と紹介されて、松風が描いた梅の絵も掲載されています（一二一一頁）。庄屋として、文化人としてさまざまな活動を行ってきた大庭松風ですが、以善会レポートでも第十一弾と第十二弾の「掛川の豪商・豪農と田中藩」という論考で、駿河田中藩への融資について紹介しました。

今回取り上げるのは、松風の子孫である大庭家が所蔵する文書の中から、松風が絵師として御室（仁和寺）宮から法橋に叙任された関係の文書（全四通）です。法橋は、法印・法眼に次ぐ僧位で五位に相当し、中世以降は医師や絵師にも授けられました（『旺文社古語辞典』〈旺文社、一九六五年〉「ほっけう」項）。

松風が法橋に叙任されたのは天保九年（一八三八）で、このとき松風は七十二歳。文人画家の谷文晁、掛川藩御用絵師の村松以弘ら多くの画家と交流があった松風ですが、晩年になって自らの画力を確認するため法橋位を望み、かなえられたのではないのでしょうか。

法橋位を得た大庭代助に対し、掛川藩が困惑したことがうかがえる文書も含まれていて興味深い史料です。本稿では翻刻を大庭捷三朗、解説を中山正清が担当しました。

一 全四通の釈文と解説

（ア）御室宮（濟仁法親王）令旨

(包紙)

御室宮様御令旨

(本文)

遠州佐野郡掛川

画師 大庭代助

右

御室御所参入之事

被任請畢、向後幾久

(昵近カ)

可有眼近旨

御沙汰之處候、仍状如件

天保九年

六月

芝築地治部卿(印)

久富遠江守

※「御室」は京都の仁和寺(真言宗御室派総本山)。皇族の子弟が門跡(住職)を務める門跡寺院だった。天保九年(一八三八)時点の門跡(御室宮)は、有栖川宮織仁親王の息子の濟仁法親王。芝築地治部卿と久富近江介は仁和寺に仕える寺侍(役人)。令旨は親王や女院など皇族の意向を伝える文書のこと。

この令旨の内容は、大庭代助に対し、御室御所への出入り(参入)を認めるといふもの。文書(イ)の別紙に「参入法橋御許容奉願上候所御令旨被成下」とあるが、この令旨には「参入」を認めるだけで法橋に任ずるといふ文言がない。この令旨をもって法橋に任じたということになるのか、あるいは、別にあった法橋叙任の令旨は失われたのであろうか。

山本ゆかり「永宣旨による絵師の僧位再考」(武田庸二郎他編『近

世御用絵師の史的研究』(思文閣出版、二〇〇八年)所収)によれば、僧位などは本来、朝廷が与えるものだが、門跡寺院に推挙する権限が与えられ、のちには門跡寺院が直接官位を授けるようになった。また、僧位には門跡寺院によって叙任された永宣旨官位と天皇の許可を得て叙任された勅許官位があるという。大庭松風の場合は永宣旨官位ということになる。

(イ) 大庭代助から御室宮への新年の挨拶

(折紙)

春

一 新年之賀祝普天一般

目出度申納候

宮様益御機嫌能可被為遊

御超歳恐悦之御儀奉存候

為年始之御祝儀御菓子料

奉献上候、御序之刻宜

御披露奉願上候 恐惶謹言

法橋大庭廷香

正月五日

景生(花押)

執達

御役人中

山崎近江介様

矢守左近様

河窪主殿様

御披露

主殿

別紙認をく

一 再啓

昨年夏御直末金剛院
上京ニ付参入法橋
御許容奉願上候所
御令旨被成下難有頂戴仕候
愚老儀茂老衰仕候得共何卒
上京之上御禮申上度奉存
候間若上京茂候ハ其節
萬端宜御執成奉願上候
以上

正月五日

同 十三寅三月十日認
天保十二丑三月八日認候節
書状之中江金式朱封

京都御室御所

山崎近江介様

遠州掛川

河窪主殿様

法橋大庭廷香

用事

※大庭代助から御室宮に宛てた新年の挨拶（下書）。別紙の最後「京都御室御所」以下を線で囲い、山崎近江介様から河窪主殿様までを二本の横線で消してある。宛先の書き方に迷ったのであろうか。別紙後半の「同 十三寅三月十日認」以下三行は、天保十三年三月十日に備忘のため後筆したものであろう。

本文にも別紙にも年は記されていないが、別紙に「昨年夏」とあることから、文書（ア）の翌年つまり天保十年のものとわかる。「金剛院」は、森町と島田市の境にある大日山金剛院（真言宗御室派）。

同院の僧が天保九年夏に上京したとき、代助の法橋叙任と御所への出

入り（参入）の許可を求めたところ令旨を下されたので、（代助は）老齡ではあるが上京してお礼を申し上げたいので、そのときにはよろしくお執り成してくださいと頼んでいる。

令旨には法橋叙任のことは出てこないが、御所への参入許可と同時に法橋に任ぜられたことが、この個所からわかる。

森町観光協会HP『遠州の小京都 森町』の「大日山金剛院」によれば、同院の山門は天保八年の築造という。金剛院は同年までに大改修をしていて、その竣工の報告のため同九年に総本山の仁和寺を訪れたのであろうか。

（ウ）掛川藩の問い合わせに対する大庭代助の回答①

（包紙）

法橋之儀京都所司代方町奉行所江

御沙汰ニ付掛川出入之京都町人中瀬幸助殿

被仰渡、則幸助殿方御賄方江書状参候哉

（本文）

御尋ニ付奉申上候

一私儀此度法橋 御免被成下候而茂

何連差支候儀は無之候間、御尋ニ付申上候

法橋之儀御免御座候而も矢張是迄之通

庄屋役も相勤商売之義も無差障

帯刀杯仕候儀ニも無御座、其外何茂

是与申別段差障候儀も無御座

私儀兼々所々方被頼画書遣候

此後右様之節は名前之上江法橋与

書認候而已ニ而何も差支候義無御座候

御尋ニ付此段奉申上候 以上

亥三月

下又町庄や

代助

右之通下書被下置認差上申候
印形なしニ差上申候

天保十亥年

三月十五日認

十六日上ル

※大庭代助が法橋に叙任されたことについて掛川藩から問い合わせがあり、それに対する代助の回答（写）。包紙には、京都所司代から藩の町奉行所へ代助の法橋叙任を報告するにあたり、藩出入りの京都の町人中瀬幸助を通じて藩の賄方に書状が来たのであろうか、と記されている。

藩から代助に宛てた問い合わせの文書は残っていないが、問い合わせの内容は本文から推測できる。すなわち、文書（ウ）の冒頭で「法橋になったからといって、差支えが生じることはありません」としたうえで、「これまでの通り庄屋役を勤め、商売にも差し障りはなく、帯刀するようないこともありません」と、代助の仕事や身分はこれまでとまったく変わらないと強調。代助が絵や書を書いて他人に与える際に、名前の上に法橋と付けるだけだとしている。

このことから、藩からの問い合わせは、法橋に叙任されたことで庄屋役を辞めることになったり、武士と同じように帯刀することはないのか、といった内容だったことがわかる。

前述したように法橋は五位相当であり、掛川藩主太田資始はこの当時は従四位下侍従だが、藩主就任時は従五位下備中守だった。つまり、藩からみれば一庄屋の身分だった者が、突然藩主クラスの僧位を得たという報告が入ったのであるから、藩の役人が代助をどのように扱っていいか困惑したのも無理はない。

前掲「永宣旨による絵師の僧位再考」は、安永七年（一七七八）の大坂の絵師・月岡雪鼎の法眼、その子雪斎の法橋への叙任について記したくだけで、絵師自身が京都と大坂の町奉行に叙任を願ったという届け出を提出し、仁和寺から京都所司代に両人の叙任を報告したと

説明している。大庭代助の場合、事前に掛川藩に届け出ていなかったため、京都所司代から報告が来て藩が驚き、代助がこの文書のような弁明をしなければならなかったのである。

なお、月岡雪齋は代助と交流があり、雪齋から代助に宛てた書簡七通が大庭家文書に残っている。

(エ) 掛川藩の問い合わせに対する大庭代助の回答②

(表書)

天保十亥三月上ル 印形なし

(本文)

乍恐口上書

川根大日

一 京都御室御所御直末 金剛院

右 寺院年来懇意之儀處、拙者梅画

兼々所望御座候ニ付認遣し候所、金剛院

弟子上京之節 御室御所江

備御覽候所、京地ニ無之画風与御意

有之何方之者与御尋之所、金剛院

出入之ものと申上候所、法橋可被成下旨

御沙汰之由、右之段申越法橋之御請

可仕旨書状参候ニ付、御伺奉申上候節、

私儀法橋之号御免許請候而も帯刀

いたし画師家業仕候ニも無御座

年々上京ニも不及、身分ニ差支

無御座候ニ付、口上を以奉願上候處、法橋ニ

相成候而も不苦旨被 仰渡候故、其段

金剛院江申遣御請之儀可然取斗

呉候様相頼候節、掛川御役所江御

懸合等有之候而は手重ニ相成候間、
右様之儀無之様精々相頼遣し申候、
然所去戌夏金剛院上京ニ付、
御室御所江罷出候節、法橋之儀
申上候所、此方方免し候例も多無之
候ニ付願書可差出、尤御礼禄等之儀は
軽而も不苦旨、御役人中内々御沙汰
御座候ニ付、則金剛院願書差上取斗呉申候
宮様御令旨并参入御免御書付
頂戴仕来候ニ付、登山可致旨去戌
八月申来候ニ付、金剛院江罷越
頂戴仕候而罷歸り、右之段別紙写奉
差上候通 御令旨并参入之書付
等之儀も口上ニ而奉申上候儀ニ御座候
俣今度法橋之儀御答合御座候趣
奉恐入候、右様之儀兼而相頼置
候事故有之間敷与奉存候所、
御尋ニ付乍恐奉申上候 以上

下又町庄屋

亥三月

代助

※大庭代助が法橋に叙任された経緯を掛川藩に詳細に説明している。
文書（ウ）と同時に藩に提出した文書の写しであろう。現代語訳は以
下の通り。

（代助は）御室御所の末寺である金剛院（川根の大日）と長年懇意
にしている、同院はかねてから代助に梅の絵を描いてほしいと頼んで
いたので描いて与えました。同院の弟子が上京した際、御室御所にそ
の絵を持って行って御室宮に見せると、宮は「京にはない画風であ
る。どこの誰が描いたのか」と尋ねられたので、「金剛院に出入りす
る者です」と答えたところ、（代助を）法橋に任ずるということでし

た。

このことを記して法橋位を受けるようにとの書状が来たので（御室御所に）行って、私が法橋の号をお許しいただいても、帯刀して絵師を家業とするというわけではなく、毎年上京もできませんし、現在の身分に支障がないならば（法橋位を）お受けしたいと、口頭で申し上げると、「法橋になっても問題はない」と仰せ渡されたので、金剛院に「お受けするのでしかるべく取り計らってほしい」と頼みました。

このとき、藩の役所に相談するとおおごとになってしまっているので、できるならば藩に相談しないようにと（金剛院に）お願いしたところ、昨年夏に金剛院が上京して御室御所を訪ねたとき、法橋の件を（御室宮に）申し上げると、「こちらから（僧位を）免許する例は多くはないので、願書を差し出してください。ただし、礼金は軽くても問題はない」と（御室宮の）役人から内々の指示がありました。

そこで金剛院が願書について取り計らってくれて、宮様の御令旨と参入許可の書付を頂戴して（川根に）帰り、「金剛院まで来るように」と昨年八月に連絡がありましたから、金剛院まで行って（令旨と書付を）頂戴して帰りました。

このことは別紙に写して（藩に）提出した通りで、令旨と書付などのことも口頭で申し上げました。さて、このたび法橋のことについて返答の辻褄を合わせましたことは恐れ入ります。このことはかねてから頼んでいたことなので（問題が）あるはずがないと思っていたのですが、お尋ねですから恐れながら申し上げます。

後半の「御答合御座候」の個所は意味が通りづらいが、文書全体の大意は理解できよう。



この文書（エ）で注目されるのは、代助の描いた梅の絵を御室宮が「京地ニ無之画風」と評価したという個所である。仁和寺には多くの文化財が所蔵され、また、永宣旨を出す御室宮は多くの絵画を見る機会があったであろうから、同宮は目が肥えていたと考えられる。その宮からお墨付きを得たということは、松風の画力を示すということが

できる。

大庭松風（代助）が描いた梅の絵は何幅か残っていて、今回の掛川市立中央図書館での展示にも二幅が出陳される。御室宮が見たのは今回の二幅とは別であろうが、松風の画風を味わう良い機会である。

ただ、この文書が記すように、たまたま御室宮が代助の梅の絵を見て法橋に任じたかどうかはわからない。むしろ、上京する金剛院に代助が絵を託し、法橋に任じられるために御室宮に見せてもらったのではないだろうか。

文中に「掛川御役所江御懸合等有之候而は手重ニ相成候間、右様之儀無之様」つまり藩の役所に相談すると面倒なのでそのようなことにならないようにとあるように、代助は藩には無断で法橋叙任の話を進めていて、代助自らが法橋叙任を働き掛けたような印象を藩に与えたくなかったため、御室宮が進んで法橋位を与えたように記したと考えられる。

とはいえ、「京地ニ無之画風」という御室宮の感想をでっち上げたとはまでは考え難く、なによりも御室宮は実際に松風の絵を見たうえで法橋に任じていることから、代助の画力は確かなものであったことがわかる。

おわりに

大庭松風の法橋叙任についてはこれまで注目されていませんでした。法橋などの僧位は、専門の絵師に与えられることが多かったようですが、松風の本業は庄屋で画業は余技でした。このようないわばアマチュア画家に法橋位が与えられた事例がどの程度あるかは、今後の課題としておきます。

なお、御室御所への礼銭については、文書（エ）に「御礼禄等之儀は軽而も不苦」とあります。文書（イ）に「書状之中江金式朱封」とあり、この金二朱が礼銭だったのか、これ以外に支払ったのかは不明ですが、前掲『近世御用絵師の史的研究』をみても、法橋位はカネで買えるものではないようです。

松風については庄屋としての事績のほかは「地域文化のプロモーター」の側面が強調されてきましたが、その背景には財力や鑑賞眼だけでなく、確かな画力があつたことを今回確認できました。今後、松風の絵が改めて評価されることを期待したいと思います。

(了)